

(提案8)

(案)

提言

社会的包摂： レジリエントな社会のための政策



平成26年（2014年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

社会学委員会・経済学委員会合同

包摂的社会政策に関する多角的検討分科会

この提言は、日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会での審議結果を取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会

委員長	武川 正吾	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
副委員長	阿部 彩	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長
幹 事	久本 憲夫	(連携会員)	京都大学公共政策大学院教授
幹 事	須田 木綿子	(連携会員)	東洋大学社会学部教授
	大沢 真理	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
	井上 英夫	(連携会員)	金沢大学名誉教授
	岩田 正美	(連携会員)	日本女子大学人間社会学部教授
	笹谷 春美	(連携会員)	北海道教育大学名誉教授
	二木 立	(連携会員)	日本福祉大学学長・教授
	西村 周三	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所 名誉所長

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	石部 康子	参事官(審議第一担当)付専門職

1 作成の背景

戦後 70 年近くなる今日、日本の社会政策は大きな転換期にきている。戦後の経済成長とともに発展してきた社会保障制度は、成熟期を迎える一方で、多様に変容する社会の現状に対応できず多数の綻びが生じている。少子高齢化といった人口構造の変化、単独世帯の増加といった家族形態の変化、生涯未婚者の急増、離婚の増加といったライフスタイルの多様化、労働市場の二分化による非正規雇用の増大などの社会の動向は、格差の拡大と生活困窮者の増加、貧困の世代間連鎖、コミュニティや家族の絆の弱体化と社会的孤立など、これまでの日本の社会政策では想定されていなかったさまざまな問題を生み出している。

これらを受け、本分科会においては平成 21 年（2009 年）6 月 25 日に「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」と題する提言を取りまとめ、「当座の問題に対処する緊急対策を重ねるにとどまることなく、中長期的視点を併用して、日本の社会保障・雇用政策を根本から総合的に立て直す方向で検討する」必要性を訴えている。そして、提言の具体的な内容として、(1)社会政策の総合的な立案に資する調査審議機関の設置、(2)総合的な政策立案の情報インフラとなる統計の整備、(3)行政機関のより密接な連携の必要性、(4)包摂的社会政策の焦点となる具体的な留意点を提案した。

しかしながら、現状の政策とその改革の方向性は、経済成長が社会の末端にまでその恩恵をもたらすことを前提としたかつての社会政策を踏襲するものであり、上に挙げたような新しい社会経済状況に対応できるものではない。また、依然として厳しい財政状況の制約の中で、既存の社会保障制度のセーフティネット（安全網）機能も弱まる方向にある。

一方で、欧州連合を始めとする他の先進諸国においては、従来の貧困削減を目的とする社会政策から、より、社会的統合とすべての人の社会参加といった社会的包摂を目的とする社会政策への転換が行われている。貧困削減政策と社会的包摂政策の最も大きい違いは、貧困削減政策においては、貧困が発生する要因は所与のものとし、発生した貧困者に最低限の生活を保障したり、職業訓練などによって貧困者自身の変容を求めるものであるのに対し、社会的包摂政策は、すべての個人がそれぞれの潜在能力を発揮できるように社会のありようを変容させようとする点にある。

2 現状および問題点

今後の日本の社会政策においては、社会的包摂の概念を基盤に据えることが不可欠である。その理由は 3 つある。第一に、日本の労働力人口が減少することがほぼ不可避である中で、経済や社会の機能を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要である。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源とも言うべきものを有する人々でもある。すべての人が、社会

に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある。

第二に、社会的包摂の概念が、日本における有償・無償の労働の質の問題に直結するからである。欧州における社会的包摂政策の中心は雇用対策であるが、日本においてはワーキング・プア（働いていても所得が貧困基準以下の人々）や長時間労働など、労働の「質」の問題が存在し、働くことが社会的包摂を意味していない。労働政策に社会的包摂の概念を組み込むことは、特に日本の文脈において重要である。

第三に、財政事情が厳しい中で、社会保障制度の縮小も視野に入れなければならない現状においてこそ、目指すべき社会の姿を明確に打ち出し、いかなる側面のプライオリティを高め、どのセーフティネット機能を堅持すべきなのか、国民的合意を練り上げる必要がある。その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得るからである。現在は、上に挙げたようなさまざまなリスクの拡大と同時に、社会保障制度のセーフティネット機能の効率化などが議論されているために、国民の多くが漠然とした不安と政府に対する不信感を抱えていると思われる。そうした不安と不信感を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やNPO法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、社会的包摂を目指す将来の国家像を明確に共有することが不可欠である。

これらを踏まえ、当分科会は、以下を政府に対して提言する。

(1) 社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること

政府は、既存の社会保障制度の枠組みにとらわれず、すべての人の社会的包摂を目的とする基本的な社会的包摂戦略を策定すべきである。

(2) 貧困および社会的排除に関する公的統計の整備

貧困と社会的排除の数値目標を策定している諸外国の例に鑑み、貧困と社会的排除の公的指標を策定し、定期的に調査を実施、結果を公表すべきである。公的指標としては、相対的貧困率が既に公表されているが、属性別貧困率や、固定貧困線を用いた貧困率、また、剥奪指標など、幅広い指標を検討すべきである。

(3) 政府の再分配機能の改善

我が国における税・社会保障制度の累進性が他の OECD 諸国と比較しても著しく低いことに鑑み、これを改善することを求める。税率や社会保険料を個別に改訂したり、整合性なく控除を設けるだけでは、税・社会保障制度の全体としての累進性の回復はおぼつかない。一つの手段は、(2)にも挙げた相対的貧困率の削減の数値目標として政策に掲げることである。特に、子どもの相対的貧困率の削減は喫緊の課題であり、早急に再分配機能を OECD 諸国の平均並みとするべきである。

(4) 包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置

本分科会による 2009 年提言にあるように、税のあり方なども含め、社会保障を始めとする社会政策を継続的かつ包括的に調査審議するために、内閣総理大臣のもとに新たに恒常的な調査審議機関を設置する必要がある。その際には、旧社会保障制度審議会のように調査審議を行う任務・権限を与えられること、また、制度の直接の影響を受ける当事者の参加を得ることを求める。

(5) 労働法におけるコンプライアンスの徹底

労働市場における「下への競争」による悪循環を断ち切り、非人間的な労働条件や労働環境を生み出さないようにするためには、労働市場ルール（労働法）が確実に守られることが必要である。それによって、悲惨な職場をなくせないとしても減らすことはできる。法律が軽視されたり無視されたりすることがないように、法令違反に対して行政は毅然とした態度をとり、またそれを担保する十分な体制を築く必要がある。

特に、ワーキング・プアおよび共稼ぎ貧困の状況は、労働力減少社会において就労インセンティブを損なう不合理な現象である。それらをなくすためにも、さしあたり最低賃金の順守は厳密に担保されるべきである。日本の最低賃金は諸外国に比べても水準が低いことから、その円滑な引き上げが望まれる。

目 次

1	はじめに	1
(1)	本提言の問題意識と課題	1
(2)	社会的包摂とは	2
2	現状および問題点	4
(1)	人口の少子高齢化と世帯類型の変化	4
(2)	家族の負担の増加	4
(3)	労働の「質」の劣化	5
(4)	貧困の拡大	5
(5)	健康の不平等	6
(6)	社会的孤立の蔓延	6
3	社会政策の現状と課題	7
(1)	国際比較の視野の中で	7
(2)	社会政策の緊急的な課題	9
4	提言	12
(1)	社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること	12
(2)	貧困および社会的排除に関する公的統計の整備	12
(3)	政府の再分配機能の改善	13
(4)	包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置	13
(5)	労働法におけるコンプライアンスの徹底	13
	<参考文献>	14
	<参考資料1>包摂的社会政策に関する多角的検討分科会審議経過	17
	<巻末図表>	18

1 はじめに

(1) 本提言の問題意識と課題

1990年代以降、日本社会は急速に変容している。かつては、「1億総中流」と言われた時代もあったものの、所得格差が拡大し続けており、ジニ係数は1981年の0.3491から2011年には0.3885に上昇した[1]。この値は、国際的にみても高い数値であり、OECD諸国34ヶ国の中では上から8位の高さにある(2009年値[2])。相対的貧困率(世帯人数で調整した世帯所得が、社会全体の中央値の50%に満たない世帯に属する人の割合)は、12.0%(1985年値)から16.1%(2012年値)に上昇した[3](巻末図1)。所得格差や貧困の広がり、単に経済の長期的な停滞によるものとは言えない。1980年代後半には名目GDP成長率が年率5%を超えており、近年では2002年から2007年にかけて73か月間に渡って景気が拡張した。しかし、そうした経済成長のもとでも貧困率は上昇し続けた。経済が成長しても、社会の恵まれられない層にはその恩恵が行き渡らなくなったのである。

家族の形の変化も著しく、2010年においては単独世帯(一人暮らし)が、「夫婦と子世帯」を抜いて、日本社会において最も多い世帯類型となった。生涯未婚率は、男性では20.14%、女性では10.61%となった[4](巻末図2)。「結婚—育児」といった典型とされてきたライフコースを歩まない個人が増え、好むと好まざるとによらず、一生、家族を形成しない個人が増加している。これまでの日本の社会保障制度において「標準世帯」とされてきた「夫婦と子ども2人で構成され、有業者が世帯主1人のみ」の世帯は、もはや、世帯主が20-69歳の世帯の5.5%に過ぎない[5]。

このような中で人々の孤立化が問題となっている。一人暮らしの高齢男性の16.7%は他者との会話の頻度が「2週間に1回以下」であり[6](巻末図3)、また、勤労世代においては、全国で推計91万人の人々が家族も含め誰とも「1週間に数回以下」しか会話をしないと報告がある[7]。誰にも看取られることなく亡くなるといった「孤立死」も社会問題化してきた。

こうした中期的変容を背景としつつ、2008年9月から09年初めにかけて、いわゆるリーマン・ショックを引き金とする世界金融経済危機が起こり、日本では製造業務への派遣労働者などを中心に大量の雇止めが発生した。一挙に職場とともに住居を失う人が続出したことから、日本社会における雇用や居住の保障がいかに脆弱なものであるかが露わとなった。これらを受け、本分科会においては2009年6月25日に「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」と題する提言を取りまとめたところである。

同提言では、「当座の問題に対処する緊急対策を重ねるにとどまることなく、中長期的視点を併用して、日本の社会保障・雇用政策を根本から総合的に立て直す方向で検討する」必要性を訴えている。そして、具体的には、(1)社会政策の総合的な立案に資する調査審議機関の設置、(2)総合的な政策立案の情報インフラとなる統計の整備、(3)行政機関のより密接な連携の必要性、(4)包摂的社会政策の焦点となる具体的な留意点を提言した。

しかしながら、現に施行されている政策、および模索されている改革の方向性は、経

済成長が社会の末端にまで恩恵をもたらすことを暗黙のうちにも前提とし続けており、上に挙げたような新しい社会経済状況に対応できるものではない。また、もはや慢性的になった厳しい財政的制約の中で、既存の社会保障制度のセーフティネット（安全網）機能にも綻びが目立つ。

このような現状を踏まえ、本提言は、「社会的包摂（Social Inclusion）」を基本概念とした社会政策を通じて、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現でき、災害や経済危機などの危機に対しても強靱で回復力のあるレジリエント（防御力のある）な社会を築くことを提言するものである。

（2） 社会的包摂とは

社会的包摂（Social Inclusion）は、社会的排除（Social Exclusion）と対になる概念である。二つの概念は、1970年代にフランスに発祥し、その後、ヨーロッパ諸国を始め、欧州連合、国際連合などの国際機関において社会政策の基礎的な理念として確立してきた。

社会的排除の概念が、これまでの貧困の概念と異なる点は、それが、ただ単に個人の所得や資源の不足を問題視しているのではなく、社会参加や人との繋がり、社会制度への加入、健康や教育、政治的発言力など、人々と社会との関係性において不利な立場に置かれている個人やグループが存在するという、社会のあり方に注目している点にある。すなわち、社会的排除とは人々が当該社会において差別され、人間としての基本的な生活を営むための人権が侵害・剥奪されている状態であると理解できる。社会的排除の理念を政策の現場において最も実用化した欧州連合では、社会的排除を以下のように定義している：

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から、個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムが有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである。」（欧州委員会 1992）

貧困がある「状態」を表すのに対し、社会的排除は個々人が社会から排除されていく「プロセス」を表す。19世紀的な貧困観においては、貧困が個人の怠惰や浪費といった道徳的な問題に起因すると捉え、貧困の社会経済的な要因については不問であった。貧困の社会経済的要因が認識されるようになり、両大戦間期の大量失業が民主主義そのものを脅かすという経験をへて、大量失業を防止し、社会保障を通じて貧困を解消するこ

とが、政府の責務とされるようになった（「福祉国家」）。その場合にも、失業や傷病、老齢退職などにより、放置すれば貧困に陥りかねない個人に、社会保険を主たる手段として、最低限度までの所得を給付するという方法が取られ、国家はその意味で受け身だった。これに対して社会的排除に対する政策においては、社会がどのようにその個人を貧困に追い込んだのかという「排除をする側＝社会」の仕組みや制度を問題視するため、貧困状況が顕在化する以前から支援することが課題となる。

このような理解のもと、国際的には、貧困に対する政策から社会的排除に対する政策、すなわち、社会的包摂政策に変換する動きが高まっている。欧州連合（EU）は、1997年のアムステルダム条約において、社会的包摂を主要目標と位置付け、また、2010年に採択された「欧州2020戦略（Europe 2020）」では、「相対的貧困または社会的排除の状況から2000万人を脱出させる」ことを政策目標として掲げており、「包摂的な成長（Inclusive Growth）」というスローガンのもとに社会的包摂政策を推し進めている。

日本においても、包摂的な考え方は早くから社会政策に芽生えていたものの、それを明示的に具現化した政策はなく、社会的包摂が日本の社会政策に根付いたとは言えない状況にある。2011年1月には、総理大臣直属の組織として、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年4月には、特命チームの政策を具体化する実働部隊として、内閣官房に社会的包摂推進室が設立された。また、5月には、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本方針が決定された。しかし、社会的包摂推進室は、2013年1月に廃止されている。

2 現状および問題点

(1) 人口の少子高齢化と世帯類型の変化

周知のように、日本の人口の少子高齢化はますます進行しており、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、平成 22（2010）年の 23.0%から平成 47（2035）年には 33.4%に上昇すると推計されている[8]。一方、15 歳未満の子どもが人口に占める割合は、平成 22（2010）年の 13.1%から、平成 37（2025）年には 11.0%に減少すると推計される[8]。日本の総人口も減少過程に入っており、平成 22（2010）年の 1 億 2,806 万人から平成 47（2035）年には 1 億 1,212 万人、平成 60（2048）年には 1 億人を割り、9,913 万人になると推計される[8]。

家族構成の変動も激しい。単独世帯が総世帯数に占める割合は、平成 22（2010）年には 32.4%となり、すでに「夫婦のみ世帯」「夫婦と子世帯」「その他世帯」を超えて最も多い世帯類型となっているが、平成 47（2035）年にはその割合は 37.2%まで上昇すると推計される[9]（巻末図 4）。世帯主が 75 歳以上の世帯に限ると、単独世帯の割合は 2010 年の 36.8%から、2035 年には 39.7%に上昇すると見込まれている[9]。この割合は、他の先進諸国と比較すると、必ずしも高いとは言えない¹。しかし、日本では育児や高齢者の介護などが同居家族によって担われている割合が高いことを勘案すると、人口と世帯の動態からは、家族に代わって社会保障制度などが今後担うべき扶養や育児・介護の役割の大きさが示唆される。

単独世帯の増加の背景には、結婚行動の変化がある。前述したように、生涯未婚率（50 歳時点で一度も結婚をしたことがない人の割合）は、2010 年には男性 20.14%、女性 10.61%であったが[10]、2025 年には男性 28.5%、女性 20.8%となることが予測されている[11]。すなわち、結婚して家族を形成するというライフコースを選択しない人が増加しつつあり、「標準世帯（夫婦と子 2 人）」といった一つの典型では人々のライフコースを描写することができなくなってきている。

(2) 家族の負担の増加

人口構造がこのように変化するなかで、家族が担う負担は増加しつつある。子どもを抱える世帯の中では、核家族が増加しているが、育児の負担は依然として母親に集中しており、経済活動における女性の活躍を阻んでいる。また、片働き世帯を可能とする経済的基盤が弱まることにより、女性の就労希望が増加しているにもかかわらず、社会における育児・介護と就労との両立支援が不十分である。平成 25 年 10 月時点における保育所の入所待機児童数は約 2 万人となっており[12]、保育サービスの供給不足が母親の就労の妨げとなっている。また、子ども数が減少しながらも、老親の介護の負担が勤労世代に大きくなっている。特別養護老人施設への入居を待つ高齢者は 52 万人を超え[13]、民間介護施設は費用の問題などにより入所が容易な状態にはない。公的介護保険制度の整備によって、在宅介護という選択肢が用意されているものの、在宅介護に

¹ 単独世帯の割合、2010-11 年。ノルウェー 39.7%、イギリス 28.9%、ドイツ 40.4%、フランス 34.4%、アメリカ 32.9% など[9]。

おける家族の負担は依然として重く、その影響は女性と男性の両方に及んでいる。介護を理由とする離職者は年間 10 万人を超えており[14]、介護の過度な負担は高齢者の虐待などに繋がることもある。養護者による虐待は 2011 年度には 2 万 5636 件とされ、増加傾向にある[15]。

(3) 労働の「質」の劣化

一方、労働市場においては、労働の二極化が進んでいる。よく知られるように、非正規労働者は全労働者の 38.2%を占め、女性においては全労働者の半数を超える 57.5%となっている[16]。ワーキング・プア（現在働いている人の中で世帯員全体の合算所得が貧困基準を下回る人）は、現役世代の総人口の 8~9%と推計されており[17, 18]、第 4 章でも述べるように、貧困が、失業者の問題というよりもワーキング・プアの問題であることは、日本の貧困の特徴の一つである。

また、労働の「質」のもう一つの問題が、長時間労働である。我が国の労働法制は企業が従業員を残業させることに対して、抑制的ではなく促進的である。終業 15 分前に命じられた残業を拒否したことが解雇事由となる、という判例がある（「日立製作所武蔵工場事件」最高裁判所第一小法廷 平成 3 年 11 月 28 日）。このように、残業をさせることが単に企業にとって権利とされるだけでなく、人件費という観点からも割安となっている。それは超過勤務手当の割増率の基準となる 1 時間当たりの賃金に、賞与や社会保険料の企業負担部分、退職金引当金などが全く含まれていないことによる。

さらには、「名ばかり管理職」問題など労働時間規制を逃れようとする企業も一部には見られる。我が国では長時間働く労働者の割合が多いと言われてきたが、子育て世代である 30 歳代から 40 歳代は特にその比率が高い[19]。

総じて日本の労働市場においては「下への競争」が展開されており、人々に生活不安をもたらしている。それはストレスの高まりと相まって精神的にダメージを受ける人々を増やしている。また、生活にゆとりのない人々が増えると、経済的社会的な排除を増加させてしまう。これは、健康への影響による医療費の増大、社会的孤立の増大、社会不安の拡大など社会的費用となることはもちろん、企業にとっても由々しき問題である。

(4) 貧困の拡大

「1 億総中流」と言われた時代から、日本は大きく変わった。前述したように、所得格差を表すジニ係数は、1981 年の 0.3491 から 2011 年の 0.3885 まで上昇した。より懸念されるのは、貧困率の上昇である。1985 年から 2009 年にかけて相対的貧困率は 12.0%から 16.0%に上昇したが、上記のようにこの間、景気がよい時期においても貧困率は上昇しており、貧困の増加が単に景気の動向に左右されるものではなく、より構造的な問題であることが示唆される。かねてより、貧困線周辺に停滞する「ボーダーライン層」の存在が指摘されていたが、近年の貧困は長期化・固定化する傾向が強まっていることも懸念される [20]。

中でも最も上昇のペースが速いのが子どもの貧困率であり、1985 年の 10.9%から、2012

年には 16.3%となっている[21]。子ども期の貧困が、成人してからの低賃金就労、健康悪化、生活保護受給などのリスクを高めることは、日本のデータによってもすでに確認されており[22, 23]、いわゆる「貧困の世代間連鎖」が起こっている。

(5) 健康の不平等

格差の拡大、貧困の増加は、人々の健康を悪化させる要因ともなっている[24]。社会経済階層が低い人々は、そうでない人に比べて、うつ病の傾向、がんによる死亡率、脳梗塞による死亡率が高いことが、日本のデータを用いても立証されている[25]。現役世代において何らかの障害を持つ人口の割合は、OECD 諸国にて平均約 14%であり[26]、近年、特に懸念されるのが精神疾患である。OECD 諸国における、新規の障害給付の 2 分の 1 から 3 分の 1 が精神疾患によるものと言われている[27]。日本にても、過去 3 年間でうつ病など心の病が増加していると回答した企業が 56%にのぼるなど[28]、精神疾患の増加が懸念される。

(6) 社会的孤立の蔓延

このような中で、上記のように人々の孤立化が社会問題となっている。他者との会話などの交流が著しく少ない、社会活動をまったく行っていない、困った時に頼れる人が誰もいないなどの社会的孤立のリスクは、特に、低所得層や、子ども期に貧困に育った人々において高く[29]、社会経済的な不利の蓄積が、人間関係の希薄さに繋がるようになってきている。社会的孤立は、社会的排除の究極の姿であり、社会との絆が切れてしまっている状況においては、社会参加や社会貢献が極めて困難となる。

3 社会政策の現状と課題

日本においても、社会的包摂の概念がまったく社会政策に取り入れてこられなかったわけではない。2002年には社会福祉の基礎構造改革のうち地域福祉推進の理念の1つとして「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」が挙げられた[30]。また2009年には麻生太郎内閣のもとで、「安心社会実現会議」の報告書が、「年齢性別を問わず社会に参加し、挑戦できる社会」をその理念として掲げている[31]。さらに、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが官邸内に設置され（2011年1月）、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本方針が決定された[32]。

(1) 国際比較の視野の中で

しかし、日本の社会政策を国際比較の視野に置くと、憂慮すべき現状が明らかになる。2000年代末ともなると、日本の公的社会支出（国民にとっては給付）の対GDP比は、OECD諸国の平均値に近づいてきたが、政府の歳入（国民にとっては負担）では、依然としてOECD諸国で最も「小さな政府」である（国際比較のためのデータが整っているのは、2000年代末までであるが、最近になって大きな変化が生じたとは考えにくい）。

負担と給付の規模以上に重要なのが、その累進度である。税負担ないしタックス・ウェッジ（税と社会保障負担から社会保障現金給付を差し引いた純負担）が累進的であるとは、所得総額が大きいほど負担率が高くなること、または、ある所得レベルから所得がわずかに増えた場合に、その増えた所得にかかる負担の率（限界負担率）が、所得総額の負担率（平均負担率）より高いことをさす。負担が高所得者にとって相対的に重く、社会保障現金給付が低所得者に集中しているなら、累進度が高くなる²。OECDの『タクシング・ウェイジズ』2013年版によれば、政府による所得再分配（個人所得課税およびタックス・ウェッジ）の累進度では、日本はOECD諸国で最も低い部類に入る[33]（巻末図5、図6）。

正規雇用者の解雇からの保護が日本では強いといわれることがあるが、OECD諸国では中位より弱い程度である[34]。フルタイム雇用者のうち最も賃金が高い10%（賃金収入第1十分位）の賃金水準を国際比較すると、アメリカ、カナダ、日本で低く、この3か国と韓国では制度的な最低賃金の水準も低い[35: Figure Box 3.4]。第1十分位ではフルタイムで働いてもすっぽりと貧困層に入るレベルである。しかも日本では、パートタイム雇用者の時給がフルタイム雇用者よりも30–40%も低い。格差が縮小しないまま非正規化が進み、労働費用も事業主の社会保障拠出率も、国際的に見て日本では高くはない[34]。最も貧しい20%（所得第1五分位）の負担と給付を見ると、デンマークやスウェ

² OECD *Taxing Wages 2013* [33]では、「平均税率累進度（average-rate progression）」を指標として、OECD諸国の所得税、およびタックス・ウェッジの累進度を測定している。タックス・ウェッジは所得税と社会保障の負担から社会保障現金給付を除いたものである。平均税率累進度は税率表上のある点における累進度を測定する基準の1つであり、所得Y₀の時の税負担（またはタックスウェッジ）をT₀、所得Y₁の時の税負担（またはタックス・ウェッジ）をT₁（ただし、Y₁>Y₀）とすると、次式で定義される。 $(T_1/Y_1 - T_0/Y_0)/(Y_1 - Y_0)$ 。この式の値が正ならば累進的、0に等しければ比例的、負ならば逆進的となる。

ーデンでは、負担は重いが給付が断然厚く、アメリカ、イタリア、韓国などでは負担は薄く給付も薄い。これに対して日本では、給付は薄く負担は軽くないのであり[36]、低所得者が最も冷遇されている国といってよい。

大多数の国では年金制度が公的社会支出において最大の比重を占め、日本でもその伸びが著しい。年金給付費の対 GDP 比が 10%を超えるのは、イタリア、フランス、ギリシア、ドイツなどである。それらの諸国には、年金給付費のうち遺族年金給付が占める比率が高いという特徴があり（ギリシアでは早期引退年金も）、日本もこれに準じている[34]。一般に遺族年金の受給者の大多数は女性であり、日本の遺族年金制度は女性に対して諸外国以上に寛大な給付を行う一方、男性は受給資格をほとんどもたない。遺族年金の比率が高くなるのは、女性が労働市場に参加して自分自身の有効な年金権を形成することが容易でない、という事情を反映すると考えられる。そうした事情はまた、年金給付費を嵩ませるのである。

2000 年代後半において日本の年齢階級別の貧困率は、子どもを別として、アメリカとほとんど重なるようになった[34]。市場所得レベルの数値が急上昇し、貧困削減率の上昇がそれに追いつかない状態が続いて、可処分所得レベルの数値が上昇してきた。貧困削減率とは、市場所得レベルの貧困率と可処分所得レベルの貧困率の差を市場所得レベルの貧困率で除した値である³。ワーキング・プアにとどまらず、労働年齢人口で「共稼ぎでも貧困」の特徴があるのは、日本のほか、アイスランドとトルコである[37]。日本では単に貧困削減率が低いだけでなく、世帯主が労働年齢（18－64 歳）の世帯に属する人口のうち、成人が全員就業する世帯にとっては貧困削減率がマイナスとなる。共稼ぎ世帯や働くひとり親に対して、政府による所得再分配がかえって貧困を深めるのである。一方「男性稼ぎ主」（カップルの 1 人が就業）世帯にとってはプラスの削減率になっており、鮮明なコントラストをなしている[35: Figure 3.9]。

2000 年代後半に関して OECD のデータが示す状況は、日本のより最近のパネルデータにもとづく研究によっても裏打ちされた。すなわち、2009 年から開始された慶應義塾大学を中心とする「日本家計パネル調査（JHPS）」を、駒村康平たちが分析した結果、2009 年の日本で、非正規雇用と非雇用就業（自営業主と家族従業者）の場合に、就業していても貧困に陥るリスクが高く、女性のほうが正規雇用の割合が低いことから、女性の貧困率が男性よりも高かった。しかも、就業者では当初所得（市場所得）レベルよりも可処分所得レベルにおいて相対的貧困率が高いこと、このマイナスの効果が社会保険料負担によって生じていたことが、判明した[38]。就業者にとっては、政府による再分配が貧困を深めているという状況であり、社会保険料負担の逆進性にその要因があることがうかがわれる。

総じて日本の税・社会保障制度は、貧困の緩和という課題にかんして逆機能していると言わねばならない。2000 年代半ば以来の日本は、人口が減少し、特に労働力人口の減

³ 可処分所得は、政府による所得再分配（直接税と社会保障負担および社会保障現金給付）の結果であり、通常はこちらの貧困率が低くなる（再分配が貧困を削減する）。その差を市場所得レベルの数値で割ることで、所得再分配が貧困を削減する度合いを表章できる。

少が憂慮される社会である。そのような社会で、成人が全員就業する「働き者」世帯の人々、子どもを生み育てる世帯の人々（子どもを含む）にとって、貧困削減率が極めて低いだけでなく、マイナスになる場合もある。稼得して税・社会保険料を負担し、子どもを生み育てることが、いわば罰を受けるのであり、資源の使い方として極めて不合理である。

(2) 社会政策の緊急的な課題

このように税・社会保障制度の総体が憂慮されるべき状況にあるが、中でも以下の5つは、緊急的な課題と考えられる。

① 社会的排除の状況にある人々への支援の乏しさ

社会福祉の現場は、経済的な困窮をはじめとする諸問題を抱えた人びとへの対応で、パンク状況にある。厚生労働省の委託事業として行っている「よりそいホットライン」（24 時間対応電話相談）においては、毎日約 3 万件の電話がかかってくる中、3.5%しか繋がることができていない状況にある[39]。

問題を抱える人々の多くは、経済的困窮に端を発する、疾病・障害、借金、孤立、引きこもり、児童虐待・DV、不安定住居、労働問題など、複合的な問題を抱えており、まさに社会的排除の状況にある。しかし、このような人々を包摂するための包括的な支援窓口が存在しておらず、また、支援のメニューも揃っていない。2013 年には、生活困窮者支援法が策定されたものの、これが機能するためには、「繋ぐ」ことができる多様な支援メニューが存在することが前提である。

② 子どものいる世帯の貧困

よく知られるように日本における子どものいる世帯への所得再分配機能は諸外国に比べ極めて小さい[40]。そのため、子どもの貧困率が、政府の再分配前に比べて、再分配後に悪化していたことが指摘されている[41]。この逆転現象は 2009 年データでは解消していたものの、依然として再分配後の貧困率の減少幅は小さく、その機能は世帯内にいる高齢者への年金給付によるところが大きい[42]。

このような状況の中で 2013 年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法」が制定され、2014 年 1 月に施行された。しかし、具体的な子どもの貧困対策については、今後策定される「大綱」によって定められることとなっており、現在の時点ではその方向性は明らかになっていない。子どもの貧困に抜本的に対応するためには、教育支援などの現物給付とともに、現金給付が不可欠であり、税・社会保障制度による再分配機能の改善が求められる。特に、母子世帯については、児童扶養手当などの社会保障給付が行われても相対的貧困率が 50%を超えており[43]、福祉国家として恥ずべき状況にある。

③ 就労を通じた包摂の前提条件

有償の就労は、労働時間や賃金の面で適切な条件、および努力や貢献の承認を伴う場

合に、人々にとって収入ばかりでなく自尊心と社会的威信の基盤となる。求職者に対して、まっとうな仕事（decent work）につけるような職業訓練の機会を保障するとともに、訓練期間に生計を維持できるよう支援することは、包摂の前提条件となる。

日本では、失業者のうち何らかの現金給付を受ける者の比率が諸外国に比べて低いと推測される。この背景には、男性では失業者のうち1年以上の長期失業者の割合が増えていること、女性では雇用保険を適用されない短時間雇用者の割合が増えていること、といった事情があると考えられる[44]。上述のようにリーマン・ショックに続く金融経済危機では、製造業務への派遣労働者などを中心に大量の雇止めが発生し、一挙に職場とともに住居を失う人が続出した。これを受けて2009年7月に臨時的に緊急人材育成支援事業（基金訓練）が発足し、2011年10月から求職者支援制度として恒久化された。「第二のセーフティネット」とも呼ばれる求職者支援制度が実施されてきた状況を見ると、同制度は一定の効果を挙げながらも、見込まれたニーズに対して利用率が低いという大きな課題を抱えてきたと考えられる。「第二のセーフティネット」の実をあげることは急務である。

④ ナショナル・ミニマムの揺らぎと人権保障

社会的包摂とは、言い換えればすべての人にあまねく人権が保障された状態である。特に社会保障・社会福祉による生活保障、教育、労働、健康、居住が、人権として無差別平等に保障されなければならない。この人権保障を内容および基準面で具体化する社会政策が、ナショナル・ミニマムである[45]。現在、このナショナル・ミニマムの保障が大きく揺らいでいる。生活保護制度を基底として、前述の各分野で、国・自治体の責任において重層的な安全網としてのナショナル・ミニマムを構築することが急務である。

⑤ 営利・非営利組織の役割の再検討

近年の社会政策の特徴として、中央政府から地方自治体および民間の営利・非営利組織に対して責任と権限の委譲が進んでいる。とりわけ民間組織は、実際の政策遂行のアクターとしてその重要性を増している。

社会福祉法人や医療法人などの公益法人は、保健福祉領域で中枢的な機能を果たし続けているが、家族や既存の地域組織の包摂機能が低下する中で、それらを補う新たな協同性構築の担い手としては、NPO法人が注目されている。またNPO法人固有の機能として、仕事づくりと組み合わせての就労支援など、未解決の社会的課題に対する新しいアプローチの提案・実行にも期待が寄せられている。しかし同時に、NPO法人の財政基盤や専門性の脆弱さ、既存の社会組織との連携の難しさなどが課題として指摘されて久しい[46]。規制のあり方にも検討が求められているが、これに対する見解は多様である。他の民間組織と同様の規制下におかれるためにNPO法人特有の柔軟性や機動力が十全に発揮されていないという指摘もあれば[46]、NPO法人に対する監督が不十分であったために生じたと思われる問題も報告されている（例：東日本大震災被災地の山田町）[47]。

一方この間、営利組織の機能についても見直しが進んでいる。営利組織の社会貢献機

能は先進諸国において共通して注目されつつあり[48, 49]、収益性を度外視して低所得者への支援を重視する営利組織の存在は、我が国でも観察されている[50]。貧困ビジネスへの関与など、営利組織が公共的課題に関わる際の危険性についても各国から報告が得られているが[51]、民間組織の行動は営利や非営利などの法人格に必ずしも規定されるものではなく、制度設計や行政の対応によって統制は可能であるとの議論もある[52, 53]。

社会の変化とともに営利・非営利組織への期待は変わり、そのような環境変化に適応するように、営利・非営利組織も機能を変容させる。いわゆる官民協働の体制下で社会的包摂に関わる政策を推進するうえでは、営利・非営利組織の役割とそれらへの監督・支援のあり方について再検討することも重要な課題である。

4 提言

今後の日本の社会政策においては、社会的包摂の概念を基盤に据えることが不可欠である。その理由は3つある。

まず、日本の労働力人口が減少することがほぼ不可避である中で、経済や社会の機能を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要である。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源を有する人々でもある。すべての人が、社会に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある。

第二に、社会的包摂の概念が、これまで見過ごされてきた日本における有償・無償の労働の質の問題を浮かび上がらせることができるからである。欧州では雇用政策が社会的包摂政策のなかに位置づけられているが、日本においてはワーキング・プア（働いていても所得が貧困基準以下の人々）や長時間労働など、労働の「質」の問題が社会的包摂を妨げる問題として理解されていない。有償・無償にかかわらず、働くことを通じた社会参加を社会的包摂の概念に組み込むことは、特に日本の文脈においては重要である。

第三に、財政事情が厳しい中で、社会保障制度の縮小も視野に入れなければならない現状においてこそ、目指すべき社会の姿を明確に打ち出し、いかなる側面のプライオリティを高め、どのセーフティネット機能を堅持すべきなのか、国民的合意を練り上げる必要がある。その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得る。現在は、上に挙げたようなさまざまなリスクの拡大と同時に、社会保障制度の効率化などが議論されているために、国民の多くが漠然とした不安と政府に対する不信感を抱えていると思われる。そうした不安と不信感を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やNPO法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、社会的包摂を目指す将来の国家像を明確に共有することが有効である。そして、さまざまな形態の社会参加の保障と、生活を底支えするセーフティネット機能の強化に努めていくことが必要である。

これらを踏まえ、当分科会は、以下を政府に対して提言する。

(1) 社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること

政府は、既存の社会保障制度の枠組みにとらわれず、すべての人の社会的包摂を目的とする基本的な社会的包摂戦略を策定すべきである。

(2) 貧困および社会的排除に関する公的統計の整備

貧困と社会的排除の数値目標を策定している諸外国の例に鑑み、相対的貧困率を始めとする貧困と社会的排除の公的指標を策定し、定期的に調査を実施、結果を公表するべ

きである。

(3) 政府の再分配機能の改善

我が国における税・社会保障制度の累進性が他の OECD 諸国と比較しても著しく低いことに鑑み、これを改善することを求める。税率や社会保険料を個別に改訂したり、整合性なく控除を設けるだけでは、税・社会保障制度の全体としての累進性の回復はおぼつかない。一つの手段は、(2)にも挙げた相対的貧困率の削減を数値目標として政策に掲げることである。特に、子どもの相対的貧困率の削減は喫緊の課題であり、早急に、再分配機能を OECD 諸国の平均並みとするべきである。

(4) 包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置

本分科会による 2009 年提言にあるように、税のあり方なども含め、社会保障を始めとする社会政策を継続的かつ包括的に調査審議するために、内閣総理大臣のもとに新たに恒常的な調査審議機関を設置する必要がある。その際には、旧社会保障制度審議会のように調査審議を行う任務・権限を与えられること、また、制度の直接の影響を受ける当事者の参加を得ることを求める。

(5) 労働法におけるコンプライアンスの徹底

労働市場における「下への競争」による悪循環を断ち切り、非人間的な労働条件や労働環境を生み出さないようにするためには、労働市場ルール（労働法）が確実に守られることが必要である。それによって、悲惨な職場をなくせないとしても減らすことはできる。法律が軽視されたり無視されたりすることがないように、法令違反に対して行政は毅然とした態度をとり、またそれを担保する十分な体制を築く必要がある。

特に、ワーキング・プアおよび共稼ぎ貧困の状況は、労働力減少社会において就労インセンティブを損なう不合理な現象である。それらをなくすためにも、さしあたり最低賃金の順守は厳密に担保されるべきである。日本の最低賃金は諸外国に比べても水準が低いことから、その円滑な引き上げが望まれる。

<参考文献>

- [1] 厚生労働省「平成2年所得再分配調査結果」、「平成23年所得再分配調査結果」
- [2] OECD. StatExtracts, <http://stats.oecd.org>
- [3] 厚生労働省(2014)『平成25年国民生活基礎調査 結果の概要』.
- [4] 総務省統計局『国勢調査報告』2010年.
- [5] 西村幸満(2011)「生活保障の不安定化に関する分析—「生活費用の担い手」の動態へのアプローチ—」『季刊社会保障研究』46(4), pp.343-353.
- [6] 国立社会保障・人口問題研究所 (2013)『生活と支え合い調査 結果の概要』.
- [7] 内閣府 (2014)『絆と社会サービスに関する調査 結果の概要』.
- [8] 中位推計。国立社会保障・人口問題研究所(2012)『日本の将来推計人口(平成24年1月推計)』
- [9] 国立社会保障・人口問題研究所 (2013)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』
- [10] 前掲、総務省統計局 (2010) .
- [11] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」
- [12] 厚生労働省 (2013)『保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)』平成25年9月12日報道資料.
- [13] 厚生労働省 (2014)『特別養護老人ホームの入所申込者の状況』平成26年3月25日報道資料.
- [14] 総務省「就業構造基本調査」
- [15] 厚生労働省(2010)『平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』
- [16] 総務省「平成24年就業構造基本調査結果」
- [17] 駒村康平・四方理人・山田篤裕・田中総一郎 (2009)「日本におけるワーキングプア—全国消費実態調査を使った税モデルによる貧困層の推計—」『平成20年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業総括・分担研究報告書 格差と社会保障の在り方に関する研究』, pp.93-102.
- [18] 阿部彩 (2010)「ワーキング・プア対策としての給付つき税額控除」埋橋孝文・連合総研編『社会連帯のセーフティネット〜ディーセントな社会への提言』ミネルヴァ書房, pp.237-262.
- [19] 前掲、総務省.
- [20] 石井加代子・山田篤裕(2007)「貧困の動態分析—KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較」『日本の家計のダイナミズム(III) 経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会, pp.101-129.
- [21] 厚生労働省(2014)『平成25年国民生活基礎調査 結果の概要』.
- [22] 阿部彩 (2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』第46巻4号(2011.3.31)、pp.354-367.
- [23] Oshio, T., S.Sano & M.kobayashi (2010) “Child Poverty as a determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan.” *Social Indicators Research* 99, pp.81-99.
- [24] 近藤克則編 (2012)『健康の社会的決定要因：疾患・状態別「健康格差」レビュー』日本公衆衛生協会.
- [25] 前掲、近藤編 (2012).
- [26] OECD(2010)*Sickness, Disability and Work: Breaking the Barriers*, OECD.

- [27] OECD(2011) *Sick on the Job? Myths and Realities about Mental Health and Work*, OECD.
- [28] 前掲、近藤編 (2012).
- [29] 前掲、内閣府 (2014).
- [30] 厚生労働省(2014)「地域福祉計画HP」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/01/s0128-3.html> 最終アクセス 2014 年 4 月 6 日
- [31] 安心社会実現会議(2009)「安心と活力の日本へ (安心社会実現会議報告)」、2009 年 6 月 15 日
- [32] 首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/housetusyakai/> 最終アクセス 2014 年 4 月 6 日
- [33] OECD (2013) *Taxing Wages 2013*, OECD.
- [34] 前掲、OECD. StatExtracts, <http://stats.oecd.org>
- [35] OECD (2009) *Employment Outlook, Tackling the Jobs Crisis*, OECD.
- [36] OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD: Table 4.7.
- [37] OECD (2009) *Factbook 2009: Economic, Environmental and Social statistics*, OECD: p. 283.
- [38] 駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎 (2011)「社会移転が相対的貧困率に与える影響」、樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム 日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会, pp.81-101.
- [39] 社会的包摂サポートセンター (2013)、『「よりよいホットライン」平成 24 年度報告書概要版』社会的包摂サポートセンター.
- [40] UNICEF, (2011), Innocenti Report Card 10.
- [41] 阿部彩(2008)『子どもの貧困ー日本の不公平を考える』岩波書店.
- [42] 阿部彩(2011)『子どもの貧困 IIー解決策を考える』岩波書店.
- [43] 内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済 WG(2011)『相対的貧困率の推移：2007 年から 2010 年』(第 8 回資料 3) 平成 23 年 12 月 20 日.
- [44] 大沢真理(2013)『生活保障のガバナンスージェンダーとお金の流れで読み解くー』有斐閣.
- [45] 井上英夫 (2012)「序章 貧困・格差問題とナショナル・ミニマムの全体構想」日本社会保障法学会編『ナショナルミニマムの再構築』新・講座社会保障法第 3 巻、法律文化社.
- [46] Ogawa, A. (2009), *The failure of civil society?: The third sector and the state in contemporary Japan*, State University of New York Press, New York.
- [47] 岩手県(2014)『山田町災害復興支援事業等検証委員会報告書』、2014 年 3 月 3 日
- [48] Ahlstrom, D.(2010), “Innovation and growth: How business contributes to society”, *The Academy of Management Perspectives*, 24(3): 11-24.
- [49] Bleak, J.L.(2005) *When for-profit meets nonprofit: Educating through the market*. Routledge.
- [50] Suda, Y.(2014), “Changing relationships between nonprofit and for-profit human service organizations under the long-term care system in Japan”, To be published in: *Voluntas*. Currently available online (DOI: 10.1007/ s11266-014-9439-0).
- [51] Salamon, M.L.(2010), *Rethinking corporate social engagement*. Kumarian Press.

- [52] Barbetta, G.P., Turati, G. & Zago, A.M. (2007) "Behavioral differences between public and private not-for-profit hospitals in the Italian national health service", *Health Economics*, 16(1): 75-96.
- [53] Leiter, J. (2005), "Structural isomorphism in Australian nonprofit organizations", *Voluntas*, 16(1):1-31.

＜参考資料 1＞包摂的社会政策に関する多角的検討分科会審議経過

平成 23 年

- 11 月 16 日 日本学術会議幹事会（第 140 回）
包摂的社会政策に関する多角的検討分科会の委員を決定

平成 25 年

- 11 月 29 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 1 回）
審議事項、役員決定、今後の進め方について

平成 26 年

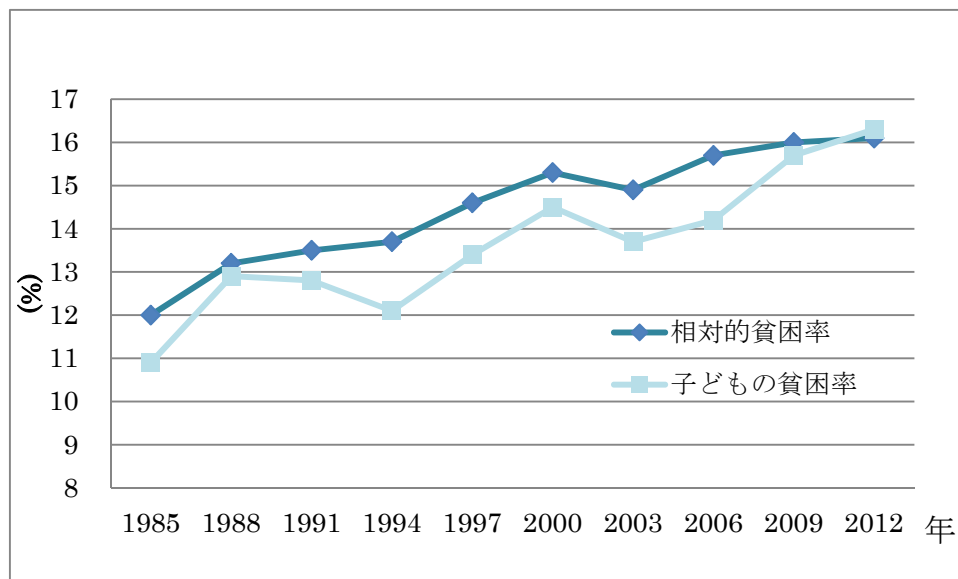
- 3 月 5 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 2 回）
審議事項、提言案について、シンポジウムについて、

- 4 月 1 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 3 回）
審議事項、提言案について、シンポジウムについて、
今後の運営について

- 月○日 日本学術会議幹事会（第○回）
包摂的社会政策に関する多角的検討分科会提言「社会的包摂：レジリエン
トな社会のための政策」について承認

<巻末図表>

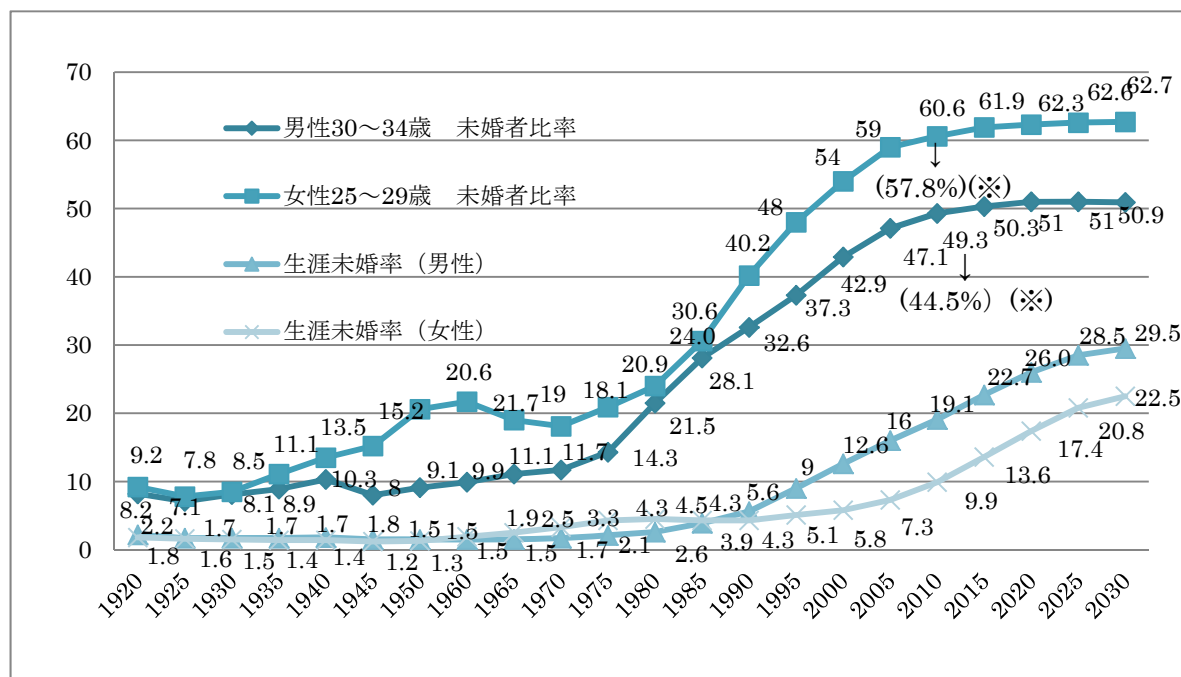
図1 相対的貧困率の推移：1985－2012 年



- 注：1) 1994 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準（等価世帯所得の中央値の 50%未満の世帯に属するものを貧困と定義）に基づいて算出している。
 3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所：厚生労働省（2014）『平成 25 年国民生活基礎調査結果の概況』より本分科会で作成

図2 生涯未婚率の推移：1920-2030



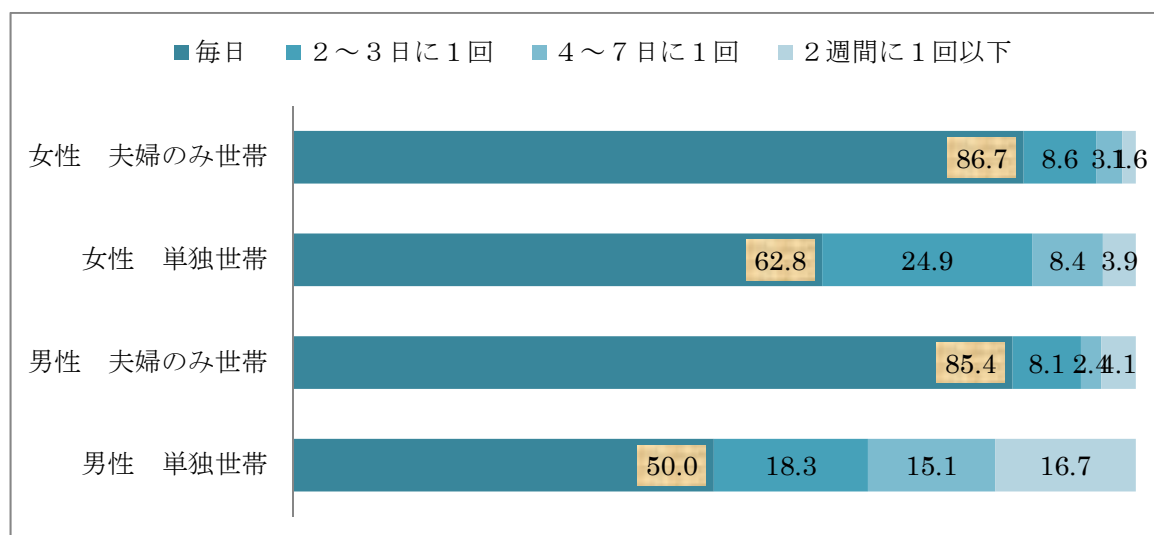
資料出所：総務省統計局「国勢調査」（平成 17 年） および 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成 20 年 3 月推計）」「人口統計資料集（2009 年版）」より本分科会で作成

注 1：男性 30～34 歳未婚率、女性 25～29 歳未婚率は 2005 年までは「国勢調査」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注 2：生涯未婚率は、50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005 年までは「人口統計資料集（2009 年版）」、2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」より 45～49 歳に未婚率と 50～54 歳の未婚率の平均。

（※）平成 22 年総務省統計局国勢調査抽出速報集計結果

図3 高齢者の会話の頻度：2012



注：1) 「あなたはふだんの程度、人(家族を含みます)とあいさつ程度の会話や世間話をしますか（電話での会話も含みます）」との設問に対する回答。

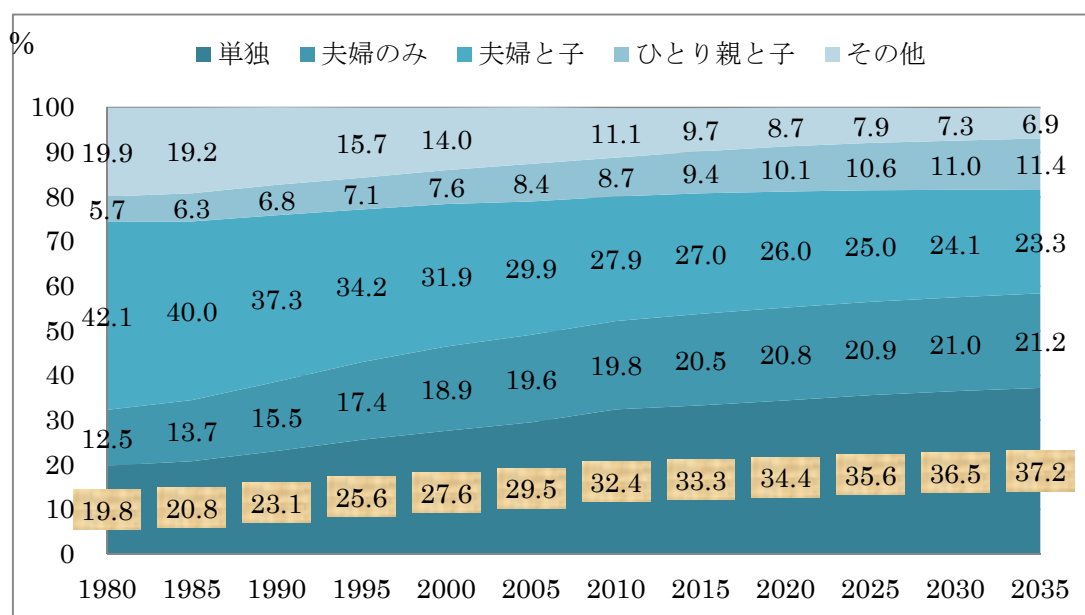
2) 高齢者とは 65 歳以上の者をいう。

3) 夫婦のみ世帯とは、世帯主とその配偶者のみの世帯をいう。

4) 単独世帯とは、一人暮らしの世帯をいう。

出所：国立社会保障・人口問題研究所（2013）『生活と支え合いに関する調査結果の概況』より本分科会で作成。

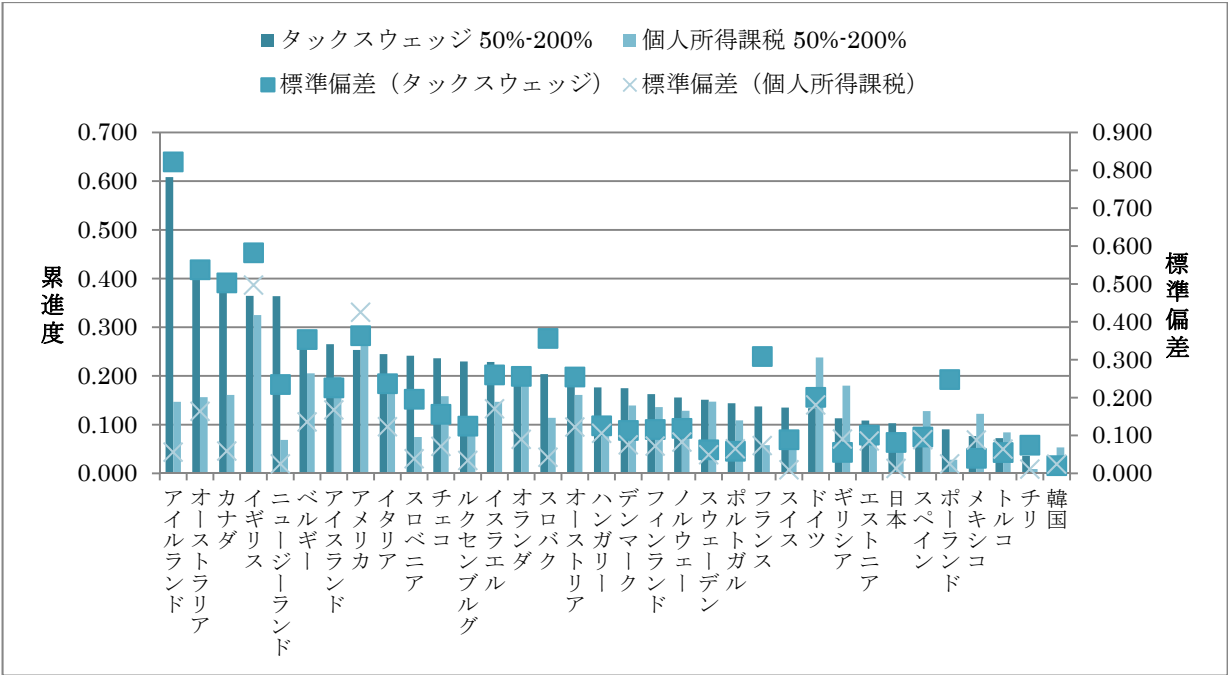
図4 単独世帯の割合の推計：2010－2035



注：2015 年からは推計値

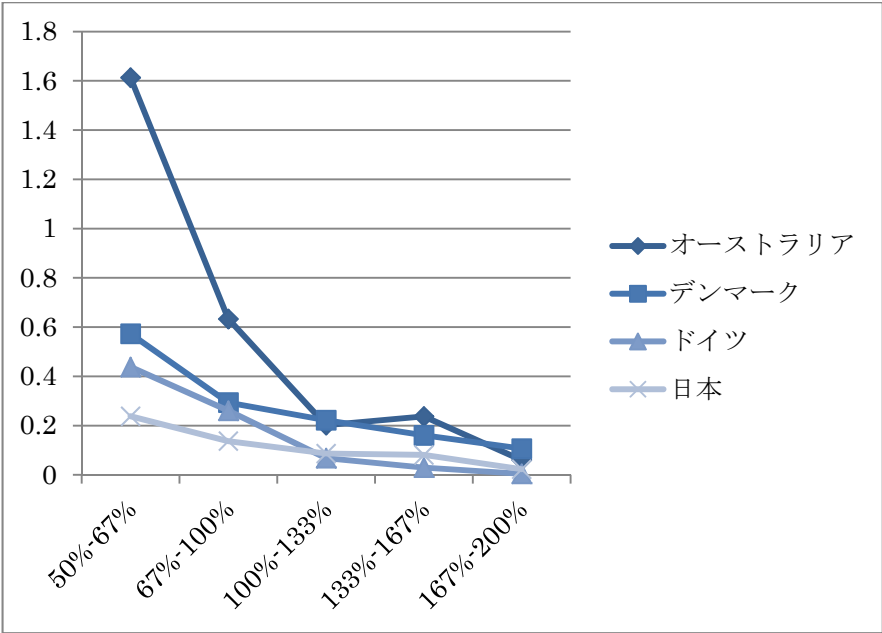
出所：国立社会保障・人口問題研究所（2013）『国立社会保障・人口問題研究所（2013）「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2013 年 1 月推計）』より本分科会で作成。

図5 総合的な個人所得税平均税率累進度とタックス・ウェッジの平均負担率累進度、および5つの所得間隔を通ずる標準偏差（平均賃金の50%と200%の所得の間の累進度）、片稼ぎカップルと子ども2人の世帯、2011年



出所) [32] Figure S. 7 のデータより本分科会で作成

図6 各所得段階の間のタックス・ウェッジの累進度、ひとり親と子ども2人の世帯、2011年



出所) [32] Figure S. A. 2 のデータより本分科会で作成